

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役社長グループCEO 菊田 徹也
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
【報告義務発生日】	2025年10月24日
【提出日】	2025年10月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ウェルス・マネジメント株式会社
証券コード	3772
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	第一生命ホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1902年9月15日
代表者氏名	菊田 徹也
代表者役職	代表取締役社長グループCEO
事業内容	<input type="checkbox"/> 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 <input type="checkbox"/> 前号の業務に付帯する業務 <input type="checkbox"/> 前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8411 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 第一生命ホールディングス株式会社 アカウントinguユニット 証券管理グループ 田邊 陽一
電話番号	070-5465-8503

(2)【保有目的】

発行者との資本業務提携のため

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	5,459,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,459,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,459,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年10月24日現在)	V	19,179,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		28.46
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年10月24日	株券(普通株式)	5,459,200	28.46	市場外	取得	1,210

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はサムティ株式会社との間で、決済日を株式取得に係る全ての前提条件が充足若しくは放棄された日（2025年12月3日以降同月22日までの間に限る。）の翌営業日から起算して4営業日後の日又は両者が別途合意するその他の日とし、発行者の普通株式5,459,200株を譲り受ける旨の株式譲渡契約を2025年10月24日付で締結しました。提出者は発行者との間で、同日付資本業務提携契約を締結しました。1.同契約に基づき、発行者は、同契約締結後、提出者による上記株式取得までの間、株式等の発行等その他の一定の行為を行う場合、提出者の事前承諾を得るものとします。2.同契約に基づき、発行者は、提出者による上記株式取得後は以下の義務を負います。発行者が、完全希釈化後議決権比率が25%を下回らないことを条件として業務執行取締役等に対して株主総会で決議された範囲内で業績連動交付型譲渡制限付株式報酬を割り当てる場合等を除き、提出者の完全希釈化後議決権比率に影響を与え得る行為を行う場合は提出者の事前承諾を要すること。発行者が株式等の発行等を行う場合、提出者に対して、提出者の完全希釈化後議決権比率が低下することがないよう、提出者が希望する範囲で、他の引受人と同一条件による当該株式等の引受権を与えること。提出者が希望する場合、発行者の株主総会において、提出者が指名する者1名を取締役候補として選任する旨の議案を上程すること。3.同契約に基づき、提出者は以下の場合に発行者の事前承諾を要するとされています。同契約締結後2年以内に、株券等所有割合が3分の1以上となる発行者の株式等の取得等を行う場合。株式取得日から2年以内に、発行者による同契約等の重大な違反がある場合等の一定の場合を除き、その保有する発行者の株式等の譲渡等を行う場合。

提出者は、千野和俊氏、赤坂社中有限責任事業組合、麻布社中有限責任事業組合及び小島秀明氏（以下「千野氏ら」と総称します。）との間で、同日付株主間契約を締結しており、提出者がサムティ株式会社から発行者の株式を有効かつ適法に取得することを条件に、それぞれが保有する発行者の株式等について、相手方（千野氏らにとっては提出者を、提出者にとっては千野氏らを意味する。）が株式等を譲渡等する場合、原則として、一定の条件の下で当該株式等の譲渡に関する優先交渉権を有すること等につき合意しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	6,605,632
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	6,605,632

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地